

事 務 連 絡

令和 7 年 3 月 2 5 日

| | | |
|---------|---------|---|
| 北海道開発局 | 河川計画管理官 | 殿 |
| | 地方整備課長 | 殿 |
| 各地方整備局 | 河川計画課長 | 殿 |
| | 地域河川課長 | 殿 |
| 沖縄総合事務局 | 河川課長 | 殿 |

国土交通省

水管理・国土保全局 治水課 課長補佐
大臣官房参事官（上下水道技術）付 課長補佐

解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドラインについて

特定都市河川浸水被害対策法に基づく「流域治水」の推進については、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について（令和3年11月1日国都安第49号、国都計第96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号）」等を踏まえ、鋭意取り組まれているところですが、この度、（一財）国土技術研究センター編著による「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和7年3月（Ver. 1.1）」が公表されました。

本資料は、国及び地方公共団体等の行政関係者、民間企業・住民等のあらゆる関係者に広く周知され、「流域治水」の取組の実践の一助として活用されるよう、これまでに国から示されてきた同法の施行及び運用に係る事項について、施策の背景や留意点等の運用上の参考となる情報を加えた解説資料であり、国土交通省水管理・国土保全局の監修のもと、運用に当たって関係する制度を所管する同省都市局、住宅局の協力を得て刊行されたものです。

今後の「流域治水」の取組の推進に当たりご活用下さい。

なお、本ガイドライン第6章及び第7章における雨水貯留浸透施設等の標識の設置基準に関する記載は、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）」において、「地域の実情に応じた条例の制定に資するよう、雨水貯留浸透施設等の標識で示すことが有効と考えられる具体的な事項の例を地方公共団体に周知する。」こととされたことも踏まえてのものであることを申し添えます。

<参考>

「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

令和7年3月（Ver.1.1）」

編著：一般財団法人 国土技術研究センター

監修：国土交通省 水管理・国土保全局

(URL)

<https://www.jice.or.jp/tech/material/detail/18>

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 2 5 日

| | | |
|-------|-----------------------|---|
| 各都道府県 | 河川主管課長 | 殿 |
| | 下水道主管課長 | 殿 |
| | 特定都市河川浸水被害対策法施行事務担当課長 | 殿 |
| 各指定都市 | 河川主管課長 | 殿 |
| | 下水道主管課長 | 殿 |
| | 特定都市河川浸水被害対策法施行事務担当課長 | 殿 |

国土交通省

水管理・国土保全局 治水課 課長補佐
大臣官房参事官（上下水道技術）付 課長補佐

解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドラインについて

特定都市河川浸水被害対策法に基づく「流域治水」の推進については、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について（令和3年11月1日国都安第49号、国都計第96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号）」等を踏まえ、鋭意取り組まれているところですが、この度、（一財）国土技術研究センター編著による「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン（令和7年3月（Ver. 1.1）」が公表されました。

本資料は、国及び地方公共団体等の行政関係者、民間企業・住民等のあらゆる関係者に広く周知され、「流域治水」の取組の実践の一助として活用されるよう、これまでに国から示されてきた同法の施行及び運用に係る事項について、施策の背景や留意点等の運用上の参考となる情報を加えた解説資料であり、国土交通省水管理・国土保全局の監修のもと、運用に当たって関係する制度を所管する同省都市局、住宅局の協力を得て刊行されたものです。

今後の「流域治水」の取組の推進に当たりご活用下さい。

なお、本ガイドライン第6章及び第7章における雨水貯留浸透施設等の標識の設置基準に関する記載は、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針（令和6年12月24日閣議決定）」において、「地域の実情に応じた条例の制定に資するよう、雨水貯留浸透施設等の標識で示すことが有効と考えられる具体的な事項の例を地方公共団体に周知する。」こととされたことも踏まえてのものであることを申し添えます。

<参考>

「解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン

令和7年3月（Ver.1.1）」

編著：一般財団法人 国土技術研究センター

監修：国土交通省 水管理・国土保全局

(URL)

<https://www.jice.or.jp/tech/material/detail/18>